

令和7年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和7年12月8日
東京都生活文化局

東京都生活文化局文化振興部では、時代の変化に対応し、2040年代の東京が目指す将来像を実現するため、令和4年3月、「東京文化戦略2030」を発表し、2030年度までの文化行政の方向性や重点的に取り組む施策をお示ししました。その「東京文化戦略2030」に基づき、多様な取組を進めています。これらの取組を着実に推進するため、民間企業や自治体などにおける実務経験や専門性を活かし、即戦力として、我々とともに活躍していただける方を求めていきます。

本選考は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

1 選考職種、採用予定人員等

(※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。

◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。

区分	職種	採用予定人 数	業務内容	受験資格 (求められる経験・専門性)	任期(※)	職	勤務場所
76	事務	主任・1人	子供たちの芸術文化への夢や個性に寄り添いながら豊かな才能の開花を後押しすることを目指す子供向け芸術文化体験プログラム「ネクスト・クリエイション・プログラム」の実施に関すること (1)都と共同で事業を主催する公益財団法人東京都歴史文化財団や関係者等と実施内容などについての企画検討 (2)事業実施に必要な関係者(府内、都の政策連携団体、協力先の団体・大学・企業、アーティストや地元団体など)との連絡調整 (3)事業実施に必要な関係各所(官公庁や地元団体など)への許可申請・調整 (4)事業に関連する参加者募集や事業紹介等の広報業務 (5)事業の実施に伴う現場対応、進行管理、子供の安全管理等の運営業務 (6)事業に係る予算の執行管理及び精算等業務 (7)その他、事業に係る庶務事務等	○民間企業や自治体、公益財団法人等において、イベント(ジャンル不問)の企画から運営まで一貫して行う業務の実務経験が、通算して学歴区分に応じた年数以上あること。 ○芸術文化に関連したイベントやプロジェクトの運営等の業務経験が一定年数(概ね5年以上)あること。 ○芸術文化や子供向けのイベント等に関する幅広い知識を有すること。 ○PC操作(Word、Excel、PowerPoint)に習熟するなど、事務処理能力を有していること ○上記を活かしつつ、新しい環境に順応し、多様な関係者と効率的かつ円滑にコミュニケーションを行う力を有していること	令和8年4月1日 から令和10年3 月31日まで	生活文化局 文化振興部 文化事業課 (文化戦略 推進担当)	東京都庁第一 本庁舎18階 中央

2 受験資格

- ◎ 上記各区分の受験資格を満たすこと。
- ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
なお、以下の方は除きます。
 - ・令和8年3月31日時点の満年齢が65歳の再任用職員
 - ・教育公務員※¹
 - ・東京都職員（任期付職員※²、会計年度任用職員、臨時の任用職員）のうち、令和8年3月31日までに任期が満了する者

※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）に規定する任期付研究員をいう。

【別表】

学歴区分	必要な実務経験年数
	主任
・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（4年制の大学）の卒業	5年以上
・短期大学（2年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校の卒業 ・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	7年以上
・高等学校の卒業	9年以上
・中学校の卒業	12年以上

注1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注2 実務経験年数は、採用予定期の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注3 合格通知後5営業日以内に、要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（5「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

3 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	一般任期付職員申込書、職務経験調書及びエントリーシートによる審査
エントリーシート	活かせる知識、経験について、エントリーシートに記入してください。(回答文字数: 800字程度) 「これまでのご自身の職務経験や専門性に触れた上で、申し込む区分において当該経験等を活かし、文化振興部文化事業課（文化戦略推進担当）職員としてどのような貢献ができると考えているか具体的に述べてください。」

◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

※ 結果通知は申込者全員に送付します。

(2) 第2次選考

口述考查	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
------	------------------------

◎ 口述考查は第1次選考合格者に対してのみ行います。

4 申込手続

受付期間	令和7年12月8日（月）午後2時から令和8年1月5日（月）午後5時まで
申込方法	<p>【必要書類】 申込みを行う場合は、下記の応募書類を<u>メールにて</u>提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 一般任期付職員申込書・ 職務経験調書・ エントリーシート <p>※ 応募書類の記載内容により、受験資格や記載事項等の確認を行います。記載内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。</p> <p>※ 応募書類については、厳重に管理するとともに、記載された個人情報は個人情報の保護に関する法律に基づき、本採用に係る事務の範囲内で利用します。</p> <p>※ 各様式については、以下ホームページからダウンロードできます。</p> <p>【URL】 https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/recruitment/0000001798</p> <p>【提出先】 以下のメールアドレスに送付してください。 メールアドレス : S1161601 (at) section.metro.tokyo.jp ・ <u>複数の選考を併願する場合は、いずれの選考についても申込みを行う必要があります。</u></p> 

- ◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は下記問い合わせ先までお問い合わせください。
- ◎ 申込書類に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

5 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書（指定様式有）を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

6 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和8年1月9日（金）～1月15日（木） ※第2次選考の3日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和8年1月19日（月）～1月22日（木） ※会場：東京都庁を予定
最終結果通知	令和8年1月下旬 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

7 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、四年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、応募した職種と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
主任	5年	約306,900円

- ◎ この初任給は、令和7年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、4月採用の場合は15日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

※問合せ内容を正確に確認するため、お問合せは原則メールにてお願いします。

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、メール送信の際は、(at) を @ に置き換えてご利用ください

【区分76】

東京都生活文化局文化振興部企画調整課(管理担当)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 18階中央

【電話】03(5000)7226(ダイヤルイン)

【メールアドレス】S1161601(at)section.metro.tokyo.jp

【生活文化局ホームページ】

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/recruitment/0000001798>

【交通案内】新宿駅（西口）から徒歩約10分

都庁前駅(都営大江戸線)直結